

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第55号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例…………… (建築指導課) … 2

規 則

- 規則第55号 宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則…………… (国民健康保険課) … 2
- 規則第56号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) … 4
- 規則第57号 宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) … 4

公 告

- 公告第47号 夕波橋ほか橋梁修繕工事に係る条件付一般競争入札（総合評価競争入札）…………… (契約課) … 4
- 公告第52号 宇治市墓地公園墓所使用者募集…………… (環境企画課) … 8
- 公告第53号 宇治都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧…………… (公園緑地課) … 8

農 業 委 員 会

- 公告第9号 農業委員会定例総会の招集…………… 8

条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年9月21日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第55号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年宇治市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

(10) 及び(11) 削除	
(12) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円

(10) 削除	
(11) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円

(31) 仮設建築物建築許可申請手数料	仮設期間が3箇月以内である場合	60,000円
	その他の場合	120,000円

(31) 仮設興行場等建築許可申請手数料	仮設期間が3月以内である場合	60,000円
	仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあっては、次に掲げる場合を除く。)	120,000円
	仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)	160,000円

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、こ

の条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

規則

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年9月21日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第55号

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険給付規則(昭和36年宇治市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条中「被保険者が」を「月間の」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費(年間)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(別記様式第13号)により市長に申請しなければならない。

第18条中「被保険者が」及び「又は被保険者であった者が高額介護合算療養費の支給及び負担した額を証する書面の交付を受けようとするとき」を削り、「別記様式第13号)を市長に提出しなければ」を「別記様式第14号)により市長に申請しなければ」に改める。

別記様式第13号中「

1 男	□
2 女	

」を「口座振替」に、「

振込口座	金融機関名
------	-------

」に改め、同

振込先口座管理番号	振替先口座管理番号
-----------	-----------

様式を別記様式第14号とし、別記様式第12号の次に次の様式を加える。

別記様式第13号(第17条関係)

国民健康保険高額療養費(年間)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年 月 日から 年 月 日まで	支給申請書整理番号
フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	
世帯主氏名		1 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
生年月日	性別	2 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
被保険者証 記号番号	個人番号	3 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
加入期間	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称			
支払方法	金融機関名	銀行	店	フリガナ
1 窓口払	信用金庫	金融機関コード	本支店	
2 口座振替	信用組合		出張所	口座番号
				種目
				1 普通
				2 当座
				3 その他
フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	
世帯主氏名		1 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
個人番号		2 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
生年月日	性別	3 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
加入期間	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称			
フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	
世帯主氏名		1 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
個人番号		2 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
生年月日	性別	3 年 月 日から 年 月 日まで	日から 日まで	
加入期間	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称			
備考				

1 上記の者について、高額療養費(年間)の支給を受けたいので申請します。
 2 上記の者について、自己負担額証明書の交付を受けたいので申請します。
 ※ 高額療養費(年間)の支給の申請を行う場合は、1のみ○で申請してください。
 高額療養費(年間)の支給及び自己負担額証明書の交付の申請を行う場合は、1・2のいずれも○で囲んでください。

宇治市長宛て
 世帯主 郵便番号
 住所 氏名
 電話番号

枚中 枚目

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第56号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則(平成24年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「」を「」に改める。

880円	894円
------	------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る基本報酬について適用し、同日前の勤務に係る基本報酬については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第57号

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則(平成24年宇治市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「」を「」に

6,770円	6,900円
7,780円	7,850円
7,780円	7,850円
7,220円	7,320円
5,126円	5,198円
6,820円	6,930円
6,820円	6,930円
9,380円	9,450円
8,610円	8,680円
14,780円	14,850円
8,240円	8,310円
8,240円	8,310円
7,780円	7,850円
7,830円	7,900円
7,310円	7,400円
6,820円	6,930円
6,820円	6,930円
6,820円	6,930円
6,160円	6,260円
874円	890円
906円	919円

932円	945円
880円	894円
1,040円	1,049円
977円	987円
880円	894円
1,111円	1,120円
1,063円	1,072円
1,063円	1,072円
1,235円	1,244円
880円	894円
1,010円	1,019円
1,063円	1,072円
1,063円	1,072円

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第47号

夕波橋ほか橋梁修繕工事に係る条件付一般競争入札(総合評価競争入札)について

夕波橋ほか橋梁修繕工事について、条件付一般競争入札(総合評価競争入札)を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

平成30年9月21日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 夕波橋ほか橋梁修繕工事

(2) 工事場所 宇治市二尾滝ヶ谷地内ほか

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

延長 L=22.0m

伸縮継手取替工 L=31.1m

橋梁補修工 一式

表面含浸工 A=17.4㎡

橋面防水工 一式

舗装打替工 一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成31年3月15日まで 128日間

(6) その他

① 本件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する地域貢献を重視した総合評価競争入札の対象案件である。

② 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 京都府内に本店、支店又は営業所を有し（支店及び営業所については、宇治市入札参加資格者名簿において年間委任を受けていること。）、宇治市入札参加資格者名簿に登録されており、一般土木工事業務を、最も指名を希望する業務又は指名を希望する業務として建設工事登録していること。
- (3) 5（2）③に定める条件付一般競争入札（総合評価競争入札）参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を土木一式工事業において受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値における土木一式の総合評定値（P）が680点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 技術者として橋梁補修工事（橋梁付属工事を除く。）施工実績（公共土木工事、元請、過去10年以内のものに限る。）を有する主任技術者又は監理技術者を配置し得ること。
 - ② 会社として橋梁補修工事（橋梁付属工事を除く。）施工実績（公共土木工事、元請、過去5年以内のものに限る。）を有すること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日より前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- (11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日より前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事は、除算方式で行う。除算方式とは、標準点（100点）に評価項目ごとの得点の合計点である加算点（最高10点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって比較する方法をいう。

(2) 落札者の決定方法

宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領のとおりとする。

なお、本件は低入札価格調査制度を採用する。

(3) 評価の基準

別表における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

(4) 評価結果の公表

落札者を決定したときは、入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値を公表する。技術評価点等の審査に係る途中経過については、公表しない。また、異議申立ても認めない。

4 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 施工実績調査書（配置予定技術者調査1を提出する場合は不要）
- ② 配置予定技術者調査書1（施工実績調査書及び配置予定技術者調査2を提出する場合は不要）
- ③ 配置予定技術者調査書2（配置予定技術者調査1を提出する場合は不要）
- ④ 建設業の許可を証する書類の写し
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(3) 技術評価等に関する資料

① 企業の施工能力
ア 平成25年4月1日から確認申請書の提出日までの間の国又は地方公共団体が発注した橋梁補修工事の実績のうち、伸縮装置取替工の有無を記載すること（JVの場合、出資比率が20%以上であること。）。

なお、実績を有する者は、確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類（写し可）を添付すること。

イ 平成25年4月1日から確認申請書の提出日までの間の国又は地方公共団体が発注した橋梁補修工事の実績のうち、断面修復工の有無を記載すること（JVの場合、出資比率が20%以上であること。）。

なお、実績を有する者は、確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類（写し可）を添付すること。

ウ ISO9001の認証取得の有無を記載すること。ISO9001の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

エ 平成25年4月1日から確認申請書の提出日までの間の国又は地方公共団体の優良工事施工者表彰歴の有無を記載すること。

なお、優良工事施工者表彰を受賞している場合は、受賞を証する書類の写しを添付すること。

② 配置予定技術者の技術力

ア 配置予定技術者については、当該工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに作成し、提出すること。ただし、技術評価点の配点は、技術評価点が高い候補者の配点となるので、注意すること。

イ 配置予定技術者について保有資格を記載し、確認資料として保有資格の

証明書等の写しを添付すること。

監理技術者については、監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証を添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。

ウ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

エ 手持工事の有無を記載すること。手持工事が有りの場合は、その内容を記載すること。

オ 平成20年4月1日から確認申請書の提出日までの間の国又は地方公共団体が発注した橋梁補修工事の実績のうち、伸縮装置取替工の有無を記載すること(JVの場合、出資比率が20%以上であること。)

なお、実績を有する者は、確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類(写し可)を添付すること。

カ 平成20年4月1日から確認申請書の提出日までの間の国又は地方公共団体が発注した橋梁補修工事の実績のうち、断面修復工の有無を記載すること(JVの場合、出資比率が20%以上であること。)

なお、実績を有する者は、確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類(写し可)を添付すること。

キ 配置予定技術者の技術力において予定した技術者については、原則として変更することができない。ただし、当該技術者の退職、死亡、病休(証明する書類が必要)等のやむを得ない理由がある場合は変更することができる。

なお、発注者が当該技術者と同等以上の技術者であると認める者でなければならぬ。

③ 地域社会に対する貢献度

ア 申請日時点での国又は地方公共団体との防災協定締結の有無を記載し、有りの場合は防災協定書の写しを添付すること。

イ 申請日時点での地方公共団体における「消防団協力事業所」の認定の有無を記載し、有りの場合は表示証又は消防団協力事業所認定証の写しを添付すること。

ウ 障害者の法定雇用者数以上の雇用の有無を記載すること。

1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定による障害者雇用状況の報告義務がある事業者にあつては、障害者雇用状況報告書[事業主控]の写しを添付すること。

2) 1)以外の事業者にあつては、申請日の直前4月1日時点で常時雇用している障害者のうち、障害者雇用率が2.2%を超えていることが確認できる人数分の雇用を証明できる書類(雇用保険被保険者証など)の写し及び障害の程度が分かる書類(身体障害者手帳など)の写しを添付すること。

エ 平成27年4月1日から確認申請書の提出日までの間の京都府内における地域に貢献するボランティア活動の実施の有無を記載し、有りの場合は当該ボランティア活動の内容が分かる書類を添付すること。

(4) 提出部数 1部

(5) 欠格要件

① 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に記載しなければならない事項が漏れている場合

② 標準型において、必須項目の内容が要求水準に達していないと認められる場合

③ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料の記載内容が、法令又は契約の条件に違反する場合

④ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載があった場合

⑤ その他、審査委員会が不適切と認める場合

(6) その他

① 必要に応じて入札者及び配置予定技術者に対し、提出された資料の内容について聴き取りを行うことがある。

② 提出された書類に不備又は不足があった場合、入札に参加する必要な資格が確認できれば入札に参加することは可とするが、総合評価の評価項目の各該当項目の配点は0点とする。

5 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成30年9月21日 午前9時から

平成30年10月4日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付資料の全てを持参し、又は郵送(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年9月21日 午前9時から

平成30年10月4日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成30年10月23日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成30年9月21日 午前9時から

平成30年10月31日 午後2時まで

7 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成30年9月21日 午前9時から

平成30年9月26日 正午まで

平成30年10月23日 午前9時から

平成30年10月24日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成30年9月28日及び平成30年10月26日の午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

8 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年10月30日 午前9時から午後6時まで

平成30年10月31日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年11月1日 午前9時

9 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

10 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行っ

た者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

12 予定価格

本件の予定価格は、27,856,440円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

13 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、22,402,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

14 落札者の決定

3(2)に同じ。

15 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

16 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

17 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

18 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は行わない。

19 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領は、閲覧することができる。

20 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から20までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領の定めるところによる。

なお、1から20までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に

応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第52号

宇治市墓地公園墓所使用者募集について
宇治市墓地公園の墓所使用者を次のとおり募集します。
平成30年10月5日

宇治市長 山本 正

- 墓園の名称 宇治市天ヶ瀬墓地公園
- 墓園の位置 宇治市宇治金井戸7番地の44
- 墓所の位置、規格及び敷並びに墓所使用料及び墓園管理料

区画	墓所種類	募集区画数	墓所使用料	墓園管理料
A区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円(※1)
B区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円(※1)
C区	2㎡墓所	2区画	50万円	4千円(※1)
D区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円(※1)
E区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円(※1)
	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円(※2)
G区	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円(※3)
H区	2㎡墓所	2区画	50万円	4千円(※1)
	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円(※2)
J区	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円(※2)

- (※1) 初年度は1,330円
- (※2) 初年度は2,000円
- (※3) 初年度は2,660円

- 受付の期間及び場所
平成30年10月15日(月)から10月31日(水)までの午前9時から午後5時まで
(郵送の場合は、当日の消印有効)
〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44
宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所
(電話番号39-9205)

- 申込みの資格
以下の条件をすべて満たす人
1 宇治市に住民登録がある人(既に、天ヶ瀬墓地公園の墓所を使用している人と同一世帯の人は応募できません。応募は1世帯1区画に限ります。)
2 墓所使用料及び墓園管理料を納入期限まで一括で納入することができる人
3 使用許可後5年以内に墓石を設置できる人

- 申込みの手続
所定の申込書を受付期間内に、天ヶ瀬墓地公園管理事務所へ持参し、又は郵送してください。申込書は平成30年10月12日(金)から同管理事務所、宇治市役所市民環境部環境企画課及び行政サービスコーナーで配付しております。

- 選考の方法、日時及び場所
公開にて抽選器で抽選します。
日 時 平成30年11月7日(水)午前10時頃
場 所 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

○発表の日時及び場所

結果は応募者全員に郵送で通知するとともに、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所及び宇治市役所1階ロビーに平成30年11月7日(水)午後3時から平成30年11月9日(金)午後5時までの期間、番号で掲示します。

宇治市公告第53号

宇治都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧について
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

平成30年10月5日

宇治市長 山本 正

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 木幡正中
変更する部分 木幡赤塚及び正中、菟道敷里並びに横島町一及び一丁目
削除する部分 横島町落合
- 3 都市計画の案の縦覧場所
宇治市都市整備部公園緑地課
- 4 縦覧期間
平成30年10月5日から平成30年10月19日まで

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第9号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第16回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成30年9月26日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 平成30年10月5日 13時30分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
3 その他

(揭示済)